

別記様式第一 (第一条関係)

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者 住 所
氏 名
相 手 方 住 所
氏 名

津波防災地域づくりに関する法律第七条第八項 (第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十一条第四項の規定による損失の補償について、同第七条第九項 (第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第二項、第三十五条第三項及び第五十一条第五項の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

- 一 損失の事実
- 二 損失の補償の見積及びその内容
- 三 協議の経過

年 月 日

裁 決 申 請 者 住 所
氏 名

印

収用委員会御中

備考

- 一 裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 二 裁決申請者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 三 裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 四 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 五 「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第三十五条第一項の規定によつて工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
- 六 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第二（第四条第一項関係）

津波防災住宅等建設区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所

氏名

印

津波防災地域づくりに関する法律第13条第1項の規定により、下記の宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考

- 1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格 A 4）

認定申請書

（第一面）

津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 殿

年 月 日

申請者氏名 印

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

() () () () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () () () () ()

【ワ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他

これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

別記様式第四（第六条第二項関係）（日本産業規格 A 4）

認 定 通 知 書

第 年 月 号
日

申請者 殿

特定行政庁 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

別記様式第五（第六条第三項関係）（日本産業規格A4）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に
に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

別記様式第六（第十五条関係）

保 管 し た 他 の 施 設 等 の 一 覧 簿								
整 理 号	保管した他の施設等			保管した 他の施設 等が放置 されてい た 場 所	除 却 し た 年 月 時 日	保 管 を 始 め た 年 月 時 日	保 管 の 場 所	備 考
	名 称 又 は 種 類	形 状 又 は 特 徴	数 量					

別記様式第七（第十七条関係）（日本産業規格A4）

受 領 書		年 月 日
殿		返還を受けた者 住 所 氏 名
印		
下記のとおり他の施設等（現金）の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた他の施設等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状 又 は 特 徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

備考

- 1 返還を受けた者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 返還を受けた者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第八（第二十条第三項関係）（日本産業規格A4）

第一表

〇〇津波防護施設台帳

整理番号	
指定年月日及び番号	年 月 日 () 津波防護施設管理者名
津波防護施設区域	
津波防護施設区域の面積	M ²
津波防護施設区域の概況	
摘要	<p>占用許可等の概要</p> <p>その他特記すべき事項</p>

第二表

津波防護施設調書

位置	種類	管理者名	構造	数量	竣功年月日	摘要

別記様式第九（第二十五条第一項関係）

指定津波防護施設に関する行為の届出書

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第52条第1項の規定により法第52条第1項各号に掲げる行為を届け出ます。 年 月 日 殿	
届出者 住所 氏名 印	
1 指定津波防護施設の名称及び指定番号	
2 法第52条第1項各号に掲げる行為の種類	
3 法第52条第1項各号に掲げる行為を行う場所	
4 法第52条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法の概要	
5 法第52条第1項各号に掲げる行為の着手予定日	年 月 日
6 法第52条第1項各号に掲げる行為の完了予定日	年 月 日
7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 法第52条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、法第52条第1項各号に掲げる行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第十（第三十六条第一項関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名 印		※ 手数料欄
特定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 予 定 建 築 物 の 敷 地 の 位 置	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日	第 号

- 備考
- 1 許可申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 2 許可申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 「予定建築物の用途」及び「予定建築物の敷地の位置」の欄には、法第73条第1項の制限用途の予定建築物に関する事項を記載すること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第十一（第四十八条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名 印

津波防災地域づくりに関する法律第79条第1項の規定により、特定開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	年 月 日 第 号
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 否
※検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第十二（第四十九条関係）

特定開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

印

下記の特定開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果津波防災地域づくりに関する法律第75条の国土交通省令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第十三（第五十一条関係）

特定開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

印

津波防災地域づくりに関する法律第81条第1項の規定により、特定開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る開発区域に含まれ
る地域の名称
- 3 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る開発区域の面積

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第十四（第五十二条関係）（日本産業規格A4）
（第一面）

特 定 建 築 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

殿

許可申請者 住所
氏名

印

津波防災地域づくりに関する法律第82条の規定により、特定建築行為の許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】

【2.住居表示】

【3.特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位】

【4.建築物の階数】

【5.延べ面積】

【6.建築面積】

【7.構造方法】

造 一部

造

【8.用途】(区分)

【9.居室の種類】

【10.居室における基準水位から床面までの高さ】

【11.工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更

【12.その他必要な事項】

(第三面)

特定建築行為に関する工事の内容等

【1.柱、壁等の構造方法】

【2.構造耐力上主要な部分の配置】

【3.構造耐力上主要な部分が^{じん}靱性を持つための方法】

【4.構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置】

【5.構造耐力上主要な部分の^{さび}錆止め若しくは防^{あり}腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置】

【6.基礎の構造方法】

【7.敷地の整備】

【8.屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの、屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備又は冷却塔設備の構造耐力上主要な部分若しくは支持構造部との緊結方法又は支持構造部の構造耐力上主要な部分との緊結方法】

【9.エレベーターの構造方法】

【10.その他】

【11.工事着手予定年月日】 年 月 日

【12.工事完了予定年月日】 年 月 日

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。

② 8欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。

③ 9欄は、津波防災地域づくりに関する法律施行令第24条各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室をできるだけ具体的に記入してください。また、建築物に当該居室の利用者の避難上有効な他の居室がある場合においては、当該他の居室についても記入してください。

④ 10欄は、9欄に記入した居室ごとに、当該居室の床面の高さ当該居室における3欄の基準水位との差を記入してください。

⑤ 11欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ ここに書き表せない事項で許可の参考となる事項は、12欄又は別紙に記載して添えてください。

別記様式第十五（第五十二条関係）（日本産業規格A4）

建築物状況調書

1. 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

【イ. 欠込みの有無】

【ロ. 筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態】

【ハ. 継手又は仕口の緊結の状態】

【ニ. 防腐のための措置又は白蟻^{あり}その他の虫による害を防ぐための措置の内容】

2. 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの、屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備、冷却塔設備の状況

【イ. 屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの緊結の状態】

【ロ. 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものの構造及び緊結の状態】

【ハ. 給水、排水その他の配管設備の設置の状況】

【ニ. 冷却塔設備の緊結の状態】

3. エレベーターの状況

【イ. 綱車又は巻銅への主索の取付方法】

【ロ. レールへのかご又は釣合おもりの取付方法】

【ハ. 昇降路内の突出物の状況】

【ニ. 原動機、制御器及び巻上機の設置方法】

別記様式第十六（第五十六条第一項関係）（日本産業規格A4）

特 定 建 築 行 為 許 可 証

第 年 月 日 号

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

印

下記のとおり申請のあった特定建築行為について、津波防災地域づくりに関する法律第82条の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 許可に付した条件
- 4 備考

別記様式第十七（第六十条第一項関係）（日本産業規格A4）

特 定 建 築 行 為 変 更 許 可 証

第 年 月 日 号

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

印

下記のとおり申請のあった特定建築行為の変更について、津波防災地域づくりに関する法律第87条第1項の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 特定建築行為の許可の許可番号
- 4 変更の許可に付した条件
- 5 備考